

令和2年8月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和2年8月26日(水) 9時00分から11時18分まで
2. 会場 : 白杵市役所 白杵庁舎3階 301会議室
3. 出席委員 : 教育長 安東 雅幸
教育長職務代理者 神田 岳委
委員 渡辺 義弘
委員 村上 睦美
委員 佐藤 寛倫
4. 出席職員 : 教育次長兼教育総務課長 甲斐 尊
学校教育課長 後藤 徳一
社会教育課長 川辺 宏一郎
文化・文化財課長 後藤 昌二郎
学校給食課長 安東 信二
教育総務課総括課長代理 麻生 幸誠
社会教育課総括課長代理 安藤 隆文
文化・文化財課課長代理 東 貴則
教育総務課主査 米木 淳子
教育総務課主任 加藤 由梨花
5. 傍聴人 : 大塚 佳代

1. 開会宣言

(事務局)

開会に先立ち、本日の出席者の報告を行います。本日、欠席者0名で、出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により本会は成立となりました。以上、報告いたします。

(教育長)

開会に先立ち、ここで事前に皆さんにお諮りいたします。本日の委員会について、1名の方から、会議を傍聴したいという申し出があります。傍聴に関しては、臼杵市教育委員会会議傍聴規則第2条の規定により、どなたでも教育長の許可を受ければ傍聴できることになっています。傍聴は、教育長の許可制ですが、教育委員皆さんの了解があれば許可するというようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 許可)

(教育長)

それでは、傍聴を許可することにいたします。

(傍聴者 入場)

(教育長)

これより、臼杵市教育委員会、令和2年8月定例会を開催いたします。本日の委員会の会期は、本日限りといたします。次に、会議録署名委員について、村上委員と渡辺委員の2名を指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

今回の日程のうち、

- ・「報告第18号」の「専決処分の承認を求めることについて」
(教職員(小・中学校)の内申について)
- ・「第46号議案」の「物品購入契約の締結について」
- ・「第47号議案」の「令和2年度補正予算(9月定例市議会)について」
- ・その他「臼杵市公立学校のあり方庁内検討懇話会の設置について」

の4つを非公開としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員 挙手あり)

(教育長)

ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、以上4点については公開しないこととします。

2. 教育長報告

(教育長)

「2. 教育長報告」をいたします。

8月であります、7日に1学期の終業式を行いまして、8日から16日間という短い夏休みに入りました。例年ですと、7月の夏休みは中学校では県体が行われ、それが終わった後に中央公民館で中3生公民館教室を開催いたしますが、コロナの関係と夏休みがかなり短縮をされたという事で、本年度、中3生公民館教室については2学期からスタートとなりました。斎藤前教育長から、本年度はお盆を含む前後5日間を学校閉庁とするという引継ぎを受け、また、学校の働き方改革の一環として、本年度は8月11日から14日の4日間を学校閉庁日といたしました。この間、保護者からの緊急の連絡等については、市教委で一括受け付けをして学校の方に連絡という対応をとらせていただきました。おかげさまで、この間、緊急の連絡は1件も入りませんでした、このことで、土日含めて学校現場は実質9日間、閉庁できたということでもあります。昨日、3時から時間ができましたので、8校の学校をまわって教頭先生とかと話をさせていただきましたが、閉庁のおかげで少しゆっくりできたという報告もいただいたところであります。1学期、先生方の超勤の実態もずっと見てきましたが、45時間を超える先生方がたくさんおり、中には80時間を超える教頭先生もいるということで、今日、提案もありますが、2学期から出退勤システムが本格始動となりますので、学校現場と協力しながら先生方の健康管理についてはしっかりやっていきたいと思っています。また11日から13日にかけて、教育委員会関係の初盆参りに後藤学校教育課長と麻生総括課長代理とまわらせていただきました。計13件、お参りをさせていただきました。盆明けの17日の月曜日には、8月の臨時議会が開催され、専決処分補正予算について承認をいただいたところであります。18日には、例年行っています臼杵市に初めて来られた先生方を対象としたフィールドワーク実習をして、本年は1日で4グループに分けて23名の先生方にご参加をいただいたところであります。今週24日から、いよいよ2学期がスタートしたというところで、ちょっと学校現場の様子を今日、時間を見つけて回ってみたいと思っていますが、スムーズなスタートが切れたというふうに思っています。9月1日から9月議会が開会します。本日が通告の締め切り日となっています。今のところ、教育委員会関係については1名の議員さんから通告がっておりますので、今日お昼までには出揃うと思います。前回4本の質問でありましたが、今回も丁寧に質問についてはお答えをしていきたいと思っています。以上、簡単であります教育長報告といたします。質疑等ございますか。

(委員 意見なし)

3. 協議事項

(教育長)

これより「3. 協議事項」に入ります。

それでは、はじめに、報告第16号「専決処分の承認を求めることについて（うすき読書のまちづくり推進委員の任命について）」社会教育課に説明を求めます。

(社会教育課長)

議案1ページ目をご覧ください。報告第16号 専決処分の承認を求めることについて説明いたします。うすき読書のまちづくり推進委員の任命について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき報告し承認を求めます。資料編の1ページ目をご覧ください。推進委員の名簿をつけておりますが、推進委員の異動に伴いまして新たに任命するものです。任命する方については、1安東雅幸教育長、2亀井真也校長、3首藤みどり教諭となっております。任期につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。選任に時間を要し報告が遅れたことをご詫び申し上げます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

(教育長)

社会教育課の説明について、質疑等ございますか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、報告第16号については承認してよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

次に、報告17号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度補正予算（8月臨時市議会）について）」教育総務課より説明をお願いします。

(教育次長)

議案は2ページ、資料も同じく2ページをお開きください。それでは議案の方から説明いたします。報告第17号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度予算を補正することについて議会の議決を必要とするので、下記議案を専決処分することについて

臼杵市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき報告し承認を求めるものです。専決処分をしたのは、令和2年度補正予算8月臨時市議会についてでございます。その具体的内容についてですが、資料編の2ページをご覧ください。今回、8月臨時市議会は8月17日に開催されましたが、臨時市議会におきまして教育委員会から、屋内運動場換気・採風促進設備整備事業として、355万円を予算計上いたしました。内容につきましては、小中学校屋内運動場等における新型コロナウイルス等の感染リスクの低減と、児童生徒の就学環境を保持するために体育館に網戸を設置するというものでございます。小中学校18校のうち、1階部分については、すでに取り付けてある9校分を除く9校、それと2階部分については4校です。この4校につきましては市の緊急指定避難場所として指定されている小中学校についてでございます。なお、この予算案につきましては8月17日同一付けで議決されたことを併せてご報告申し上げます。以上で説明を終わります。

(教育長)

報告第17号の説明について、質問等ございますか。

(委員 意見なし)

(教育長)

では、承認していただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。

それでは、これより報告第18号「専決処分の承認を求めることについて」に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者 退場)

〈非公開〉

(傍聴者 入場)

(教育長)

それでは、第48号議案の「臼杵市教職員出退勤管理システムの管理及び運用に関する要領の制定について」教育総務課よりお願いします。

(教育次長)

それでは、第48号議案、第49号議案、第50号議案につきましては、出退勤システムに関する議案の提案でございます。具体的な説明に入ります前に、出退勤システムの導入からこれまでの経緯について少し振り返りも含めてご説明いたします。出退勤システムにつきましては、昨年9月から試行的に導入をいたしました。その後、システムの運用や、教職員の健康管理に関する、現場からの意見等を丁寧に拾い集め集約する作業を行いました。並行して、教職員組合とも情報共有しながら話し合いをしてきました。その後、先日行われました校長会で協議を行いまして校長会の同意を得たという形で、今回、出退勤システムに関する3本の議案を提案させていただいたところであります。これにつきましてご承認いただきましたら、本年9月1日から出退勤システムにつきましては正式運用に移行するというものでございます。

それでは、個別の議案につきまして議案6ページから説明したいと思います。第48号議案、臼杵市教職員出退勤管理システムの管理及び運用に関する要領の制定について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第2号の規定に基づき議決を求めるものです。この内容につきまして主なところだけ読み上げて説明をさせていただきます。

まず、第1条でございます。この要領は、臼杵市立小学校、中学校及び臼杵市立学校支援センターに勤務する教育職員、事務職員及び臨時講師の勤務時間を管理する臼杵市教職員出退勤管理システムの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条では、運用対象者を規定しております。システムの運用対象者は、臼杵市立小学校、中学校及び臼杵市立学校支援センターに勤務する教育職員、事務職員及び臨時講師とする。

第3条では、システム管理者を規定しております。教育委員会にシステムの総括的な管理を行うため、システム管理者を置き、教育次長、もしくは、教育次長の職がない場合は、教育長の指定する職にある者をもって充てるとしてあります。

第4条では、学校における管理責任者を規定しております。学校に校内におけるシステムの総括的な管理を行うため、学校管理責任者を置き、校長及び学校支援センター所長の職にある者をもって充てます。

第5条では、運用責任者を規定しております。学校に学校管理責任者を補佐するため、運用責任者を置き、教頭及び学校支援センター所長の職にある者をもって充てるとしてあります。以上が第48号における要領の制定の主な内容についてです。

よろしく願いいたします。

(教育長)

説明がありました、質疑等ございますか。

(神田教育長職務代理人)

仕事である以上、勤務管理というのはシステムで行われるべきだと思っているのですが、去年の試行から健康管理とか時間がわかるとかポジティブな事は分かります。現場の方から、こういうことは良くないとか、こういうのは嫌とか逆の意見が何点か出たのか。それが100%納得いくシステムというのはなかなか世の中になく、こういうシステムって運用から始まらないと駄目なのは分かるのですが、ネガティブな意見はどこか消していかなければいけない部分だと思うのですが、そういった意見は試行期間で出たのかどうか教えてください。

(教育次長)

神田委員のご質問にお答えいたします。基本的には、1年かけて丁寧に意見集約を行ったところですから、私が言うのは変ですけども、教職員の現場の思いは大分盛り込めたかなと思っております。ただ1点だけ、なかなか合意できていない部分が、いわゆる先生方が持ち帰ってする仕事のカウントです。教職員の現場の先生方あるいは教職員組合の皆さんからの意見としては、持ち帰りの仕事もいわゆる勤務時間としてカウントすべきではないかという意見が正直なところ、1つの課題となっております。教育委員会といたしましては、国及び県等がこれに関する考え方を示しておりまして、現時点におきましては持ち帰り仕事は認めないという方針にしておりますので、それに従って現時点では持ち帰り仕事についてはカウントしないということにしております。

(神田教育長職務代理人)

今後も、システムを変えていく上ではそういう現場の意見を考慮しながら改善してやっていってとりあえず運用しないとやはり先生方は大変だと思うので、とりあえず走り始めてそこを新たに良くしていくのは必要かなとは思っていますが、動き出すことには私は賛成です。以上です。

(教育長)

ありがとうございます。その他、何かございますか。

(佐藤委員)

学校管理責任者と運用責任者、これは校長先生と教頭先生2人で運用していくという事なのでしょうか。私、職場が市浜小学校と西中学校がすごく近いのですが、朝早くとか夜遅くまで学校に電気がついています。先生達、朝早くから遅くまでご苦労様と思うのですが、昨年から学校にタイムレコーダーが設置されていると思うのですが、それは今現在、徹底されているのでしょうか。あと、学校で最後まで残るのは教頭先生だと思うのですが、どういう勤務状況か大体でよいので分かれば知りたいと思っています。ところであります。

(教育次長)

ご質問ありがとうございます。システムの基本的な内容といたしましては、ＩＣカードを全教職員さんにお持ちいただいて、学校に来たらＩＣカード読み取り機にかざして読み取るようになっていきます。いわゆる教職員の先生達は行政公務員とは違いまして、基本的に残業という概念がありません。というのが、法律で教職員の勤務時間等に関する特別措置法で給特法という法律があるのですが、この中で、いわゆる残業の手当を支払わない代わりに調整手当ということで、給料月額４％を支給することで、これ自体がもう問題となっているのですが、この法律によって教職員に残業という概念がないので、その教職員の勤務時間が際限なく伸びる一つの要因になっているのではないかという議論もされております。そういった事で残業という概念がないのですが、あくまでこのシステムは学校に来たらＩＣカードをかざし、帰る時にそのカードをかざすということで、単純に学校にいる在校時間を把握することとしております。現在、このシステムに基づいて、その在校時間から正規の勤務時間を差し引いた時間がいわゆる超過勤務の時間というふうに考えております。４月から７月までの今の状況を取りまとめておりますので、概況を言いますと、小学校と中学校で若干違いますが、残業は４５時間以内を目標としております。小学校におきましては４５時間を超えた先生方が、４月では１４人、５月では３人、６月では３９人、７月では同じく３９人となっております。一方、中学では４５時間を超えた先生方が、４月が５人、５月が７人、６月が４７人、７月が５１人となっております。平均の残業時間ですが、小学校におきましては４月が２４時間、５月が２４時間、６月が３７時間、７月が４４時間となっております。一方、中学の平均残業時間が、４月では２８時間、５月では３０時間、６月では５３時間、７月では５３時間となっております。小学校に比べて中学校が多いのは、大体想像がつくと思うのですが部活動指導による要因が大きく占めておりまして、今後、中学校における残業時間の軽減には部活動のあり方についての負担軽減が１つの大きな課題となっているというふうに思われます。以上です。

(村上委員)

このシステムの導入は大変良い事だと思います。先程の説明を聞いて、先生方は、民間だと考えられないぐらい残業されているので、できれば５時なら５時を目安に帰れるように、なるべく時間を自分でも把握して、なるべく時間内に終わらせて帰れるようにというふうに、自分で時間を目で見ても、なるべく健康第一で子供達のために頑張ってもらいたいと思います。そして、民間で言えば社長が帰らないから帰れないとかいうのがありますので、校長先生が率先して帰るとか、そういうことをして教頭先生にもなるべく負担が少なくなりますようにと導入をお願いしたいと思います。

(教育次長)

はい、ありがとうございます。このシステムを入れた１つの効果として、やはり客観的

に自分の勤務時間が明確になったということで、そこは個々の先生方が意識するようになったことが一つのステップアップだと思っています。今、学校毎にそういった勤務時間の実態を踏まえて少しずつではありますが、改善の動きができております。それに加えて、先ほど言いました部活動のあり方について、根本的な改善のあり方も併せて協議していく必要があると思っています。

(村上委員)

なるべく先生の健康第一をお願いします。

(神田教育長職務代理者)

2点、1点はコロナ禍の授業も行われてない生徒もいない中での残業の内容は何だったのか、もう1点は、コロナの中でその人数であれば、来年度の4月5月、もしくは去年の4月5月においてはものすごい数だったのではないかと想像するのですが、その2点についてご質問です。

(教育長)

ありがとうございます。4月は新入生迎えるにあたり、先生方、特に1年生の担任は準備に時間を取られます。今年の4月5月については、例のソーシャルディスタンスをする手洗い場を分けたり、それに矢印を入れたりとかいう作業にかなり負担がかかったというふうに聞いています。私も学校を全部回ったのですが、先生方は校舎内の子供達の密を防ぐための準備に時間をかけられています。6月からはいよいよ生徒が登校しましたので、始業前に消毒をしたり、生徒が帰った後に平均1時間は消毒に時間がかかるということがあります。なので、気がついたら7時とかいうのが普通にあっていたようです。そこまでしなくていいだろうというくらい、机や椅子、ドアノブ、それから階段、手すり等々の消毒を今も先生方にしていただいています。文科省からも少しずつ通知があるのですが、消毒のやり方等も最近また新しいのがでてきました。なので、そこらあたりは、出退勤システムで先ほど次長が申しましたように、実際、先生方が目で見えるように客観的になったと、今まではタイムレコーダーはありませんでしたので、自己申告してもらってもよく分かりませんでした。これで、明らかになったという事で、今回、スクールサポートスタッフの予算がやっとなりましたので6学級以上のところについては、スクールサポートスタッフを雇うことができました。実際配置した学校も4校であるのですが、消毒等に先生方と一緒に取り組んでいただいています。例年7月は通知表や期末テストの整理とかですごく超勤が多いのです。8月は学校閉庁した関係でまだ数字は出ていませんが、かなり減ると思うのですが、また9月は新学期になって、体育大会、運動会、それから文化祭あたりになるとまた超勤が増えるのではないかと考えています。根本的な取り組みをしないといけないのが1つと、来年度に向けては、コロナの消毒が減ったにしても、やはりこうい

う恒常的な先生方の超勤体質はなかなか難しいかなと思っていますので、部活動にもメスを入れたいと思いますし、昨日ちょっと学校を回って歩いたら、1番気になる超勤の多い学校で「今日は6時退庁」と黒板に書いてくれていましたので、1つずつ学校と我々が協力してやっていくしかないと思っています。傾向としては、4月5月はそういうことです。それから6月以降はやはり消毒が多かったというふうに思っています。以上です。

(神田教育長職務代理者)

2つ提案があって、1つは多分コロナが終わろうが、そのあとは新型のインフルエンザ等、次々と新しい病気って衛生管理ってこのままずっと続くと思います。それを先生方にしていただくシステムっていうのは、やはり先生方は衛生のプロではないので、これを言うともた先生方に怒られるのかもしれないですけど、別のやっぱり衛生管理のプロを配置していった先生方の夕方と朝の負担を減らすシステムはここ何年かで確立しないと多分10年後も同じことをすると思います。あと、これは親の責任ももちろんあると思うのですが、学校によっては7時前に学校に着いている生徒がいる学校も多分あります。なので、児童生徒達に出校は何時からですよっていうのをきちんと言い、朝の制限もしていく必要があるのかなと思っています。以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございます。検討課題という事で承りたいと思います。その他、何かございますか。

(委員 意見なし)

(教育長)

次に、第49号議案の「臼杵市教職員出退勤管理システムに係る勤務時間の取扱いに関する細則の制定について」教育総務課より説明をお願いします。

(教育次長)

それでは議案は9ページをご覧ください。第49号議案、臼杵市教職員出退勤管理システムに係る勤務時間の取扱いに関する細則の制定について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第2号の規定に基づき議決を求めるものです。こちらも主な条文についてご説明を申し上げます。

第1条、この細則は臼杵市立小学校、中学校及び臼杵市立学校支援センターにおける臼杵市教職員出退勤管理システム勤務時間の取扱いに関し必要な事項を定めるものです。運用対象者は第48号と同じですので省略いたします。

第3条では、勤務時間の考え方を規定しております。教員等の勤務時間については、出

校時にシステムにより打刻した時間から退校時にシステムにより打刻した時間までの学校にて業務を行った時間を原則として勤務時間とする。ただし、事情によってシステムにより打刻できない場合は、携帯打刻又は翌出校日において打刻申請を行うものとするほか、次の各号に掲げる時間を勤務時間として取扱うものとして、1号からページをめくっていただきまして9号まで、いわゆる通常の在校時間としてなかなか捉えにくい部分を整理いたしております。ここが実は苦勞したところで、現場の声を丁寧に集約しながら取りまとめたところがございます。この条文ではわかりにくいので、配布している資料編の2ページをご覧ください。これについて、第3条に規定する個別ケースの勤務時間についての規定をいたしております。この図で言う、赤い矢印線が勤務時間の考え方でございます。1番は、通常の在校勤務時間の考え方でありまして、3番では、PTAに関する出席においての在校時間の考え方、ページをめくっていただきまして、4番では、同じくPTAでも学校外でのPTAの会議に出席する場合です。5番では、研修に参加する場合、研修でも自宅から参加する場合等と事細かく規定しております。これにつきましては、冒頭、総括説明の中で申し上げましたが、校長会の役員さん方にも集まっておきまして、約半日かけて細かく詰めたところがございます。かなり分かりやすく表現しているものというふうに考えております。こういったことで、勤務時間の取り扱いに関する考え方を基本的にきちんと整理したのが、今回提案する細則の内容でございます。以上で説明を終わります。

(教育長)

ありがとうございます。特に、資料編の2ページから4ページまでは、凄く分かりやすく表現をしていただいたというふうに思っています。また、休日の部活動についても細かく規定をいたしましたので、休日の部活動についても勤務時間の中で取り扱えるというような形にしたところでもあります。第49号議案について、ご質問等ございますか。

(佐藤委員)

PTA時代にたくさんの先生と関わってお話を聞いたのですが、学校内だけの仕事ではなくて、自宅に持ち帰って自宅でも仕事をしているのだよってという話をよく聞きましたが、そこは今後、打刻の範囲に検討されるのでしょうか、教えてください。

(教育次長)

先ほども少し触れましたが、現場の先生方のご意見として確かに持ち帰り仕事についての課題が提起されているのは事実でございますが、現時点におきましては国や県等の指導というか、考え方に沿って持ち帰り仕事は勤務時間としてはカウントしないというところがございます。それはなぜかと言いますと、校長先生や教頭先生方が客観的に持ち帰りの仕事の時間を把握できないという事が主な内容でして、そういったことから現時点におき

ましては持ち帰り仕事はカウントしないとなっております。

(佐藤委員)

わかりました。ありがとうございました。

(教育長)

今言われたところが一番先生方も困っており、我々も難しいと思っているところでありまして、どこからどこまでが勤務とするのかっていうところです。それから、学校の個人情報を持ち出しについても厳しくルールで決められている中で、持ち帰りというところについての考え方を少し議論の余地があるのかなというふうに思っています。また、家庭での事前の授業の準備等、自分の能力を高めるためとか授業力を上げるための研修をどう見るのかっていうところも議論されているようなので、国や県の動きも見ながら、先生方の実態に応じた勤務時間の設定になるように、今後も検討を続けていきたいと思っています。

(村上委員)

夏休みの宿題とか、保護者にマル付けとかをお願いしていますよね。学校にもよるかもしれませんが、私の孫が行っていた小学校はそうだったのですね。昔、自分の子供の時、先生達はそれを提出させて全部マル付けとかも先生がしてくれていたのですが、そういうふうなところをいわば時間短縮を図っていると思うのですが、それでも今の方がすごく忙しそうなのですが、そんなに授業を教えること以外、いろいろなことが今ありすぎるのですか。

(学校教育課長)

まず、マル付けについて、基本は教員がするべきだと思っています。ただ、保護者の方にも関わって欲しいという意味から、保護者の方にマル付けをお願いしている場合もあり、それが多すぎるのはやや気になるので、そういう事例があれば教えてください。

(村上委員)

保護者と子供をふれ合わせるためにさせているというのが目的なのですか。

(学校教育課)

ある程度は必要だと思いますが、あまりにも多いのはやや気になると思います。

(村上委員)

白杵の学校全体がそうというわけではないのですね。

(学校教育課長)

そう考えています。もう1点、教員の忙しさについてですが、教育長も私も教員をしていましたが、やはり朝の会から授業を4時間して、給食指導して、休み時間も子供の怪我が心配だと、それから午後2時間授業して、放課後は高学年なら委員会やクラブ活動があったりして、もう朝から夕方まで、ほぼ子供に関わっている中、次の日のまた6時間の授業を子供の前に立つと思えばかなりの準備が必要だと捉えていて、さっきから超勤が話題になっていますけど、勤務時間内に終わらせるのは非常に困難だと思います。

(村上委員)

そうなのですね。よく、昔の先生というか自分の先生とか娘の先生の時は、全員日記帳を書かせて、それに1人1人全部返事を書いてくれる先生とかおられたのですが、今はあまりそういう先生を聞かないので、その頃の先生は朝提出させて帰る時にはもう返していたので、一体どんなやり方をしていたのかと思いました。

(教育長)

私が勤務した学校の先生方は、生活ノートは全てコメントを入れていました。

(村上委員)

それはいつ書くのですか。

(教育長)

授業の合間の空き時間か、もしくはお昼休み、それから、学活の前の少しの時間とかです。判子で済ませる先生もいなくはないのですが、私が勤務した先生方は本当頭が下がる思いで、赤ペンでチェックを入れたり、時間のない時は判子でごめんねって気になるところはまた次の日にチェックをしたりとかされていました。なので、昔と今とで中身が変わっているということはないと思います。

(村上委員)

先生によるということですね。はい、分かりました。

(教育長)

その他、何かございませんか。

(委員 意見なし)

(教育長)

では、第49号議案については承認してよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。

それでは、第50号議案「臼杵市立小中学校における長時間勤務者に対する健康等管理対策実施要領の制定について」学校教育課に説明を求めます。

(学校教育課長)

議案の12ページをご覧ください。第50号議案、臼杵市立小中学校における長時間勤務者に対する健康等管理対策実施要領の制定について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第2号の規定に基づき議決を求めるものです。理由といたしましては、臼杵市立小中学校及び学校支援センターにおける長時間勤務教職員に対する健康等管理対策を、全校において統一かつ確実にを行う必要があるため制定するものです。12ページに本文がありますが、目的、第1条、労働安全衛生法等の法令に基づいて、長時間の時間外勤務による健康障害等防止するために本要綱にのっとり取り組みを実施していきたいと考えています。先ほどの第48号議案、第49号議案から続きの取り組みになるのですが、具体的な取り組みとして13ページの(1)からになります。時間外勤務時間が1ヶ月に45時間を超えた場合は、校長等が当該教員等に対して、時間外勤務時間短縮を促す取り組みを行います。次の段階として、1ヶ月に80時間を超えた場合は、校長等は当該教員等に対して直接面談等の指導を行ない、時間外勤務時間短縮を促すという段階をふみ、次に(3)ですが、時間外勤務時間が2ヶ月連続で80時間を超えた場合は、校長等は当該教員等に対して「長時間勤務者問診票」により直接面談し、教育長に対し速やかに同様式に基づき報告し、教育委員会は産業医と該当教職員との面接指導を設定するとなっています。そういった取り組みを進め、教職員の健康障害等を防止していきたいと考えています。以上です。

(教育長)

先生方の健康を守る意味での実施要領であります。これは他の市町村や国のいろいろなものを参考にさせていただきました。特段、臼杵市が厳しくしたのは、実は80時間というのは過労死ラインと言われていています。その80時間を2ヶ月連続で超えた場合は、他の市町村とか国は、本人の希望で産業医の面接を受けるというふうになっていますが、臼杵市の場合は、80時間を2ヶ月連続で超えた先生方については産業医の面接を受けるというふうには、ここは少し厳しく先生方の命を守るという意味でお願いしたところであり。先日も産業医の2名の先生方との話し合いをさせていただいて、このようになったというところであり。ちょっと1つずつを見ていただくのは難しいと思うのですが、今の傾向としては、先ほど次長から説明がありましたように、6月7月が臼杵の教職員の3分の1は45時間超えている状況であります。県下の状況を見ると、ほぼ3分の1をやはり超えています。臼杵市の先生方が特段ということではありませんが、教職員全体が超勤を

しがちというか、そういうことになっているというので、先生方の命を守る、仲間からそういう不幸な方を出さないという思いで、いろいろなことが一丸となってやらないとなかなか難しいというふうに思っています。ご意見ございましたらお受けしたいと思います。

(渡辺委員)

先ほど、超過時間の平均を言っていただきましたが、月45時間を超えた場合とか、80時間を超えた場合とか、こういう決まりを作ることは、作っても構わないし、作っていただいてありがたいと思うのですが、けれども45時間を超えないようにするための配慮というか、裏付けがないと、いつまでたってもこれは解消できないのではないかと考えています。なぜ、今まで45時間を超えているような人達が出てきているのか、80時間を超えている人たちが出てきているのか、それを超えないようにしなさいというのは、文章の上とかで指導できるのですが、それを超えないような勤務時間で働いた場合に、じゃあ現実はどうなのかって、そのところが解消できない限りは幾らこういう要領を作られても、解消はできないのではないかなと思います。そのところを解消するための何か方策を考えていただきたいと思っています。

(教育次長)

教育総務課に関して、その取り組みの一助になるかどうかですけれども、ハードの整備の部分で言えば、昨年も予算要望いたしたのですが、時間外における電話によるアナウンスについてです。例えば、ある学校に電話したら本日の業務は終了しておりますので翌日お願いしますとか、その部分を警備委託会社に委託して、いわゆるその先生方の勤務時間外における対応を、主には保護者との対応とかになろうと思うのですが、その部分は、一定程度線を引いて警備委託して、そこに対応を任せるみたいな形です。あるいは、予算が関係してくるのですが、先生方に公用携帯をお渡しして、自分の私用携帯を知らせることなく連絡ができるよう、私用携帯に様々な保護者からのクレーム等が入らないような形で、ハードの面で工夫できるとすれば、そういったことも一つの取り組みと思っていますので、教育総務課といたしましては財政状況等を見ながら、それらの取り組みを来年度も要望していきたいというふうには考えております。

(渡辺委員)

何十年前ですが、どこかで児童の殺害があり、その時に国が取った方策が全部の学校に塀を作りなさい、正門もきちっと閉じて入れないようにしなさいということで、全国一斉に学校の校舎の周りに塀ができました。もちろん、田舎の白杵ではそういうことはできるわけではなく、都会の方はすべて公費で、そういう塀を作って、正門の開け閉め、朝の7時半から8時に警備員の方が来られて正門を開けて、夕方5時に正門を閉めると、業者委託でそういうことができていた都会の学校がその当時はありました。私達の近くで

は、福岡の学校がそういうふうになったということで見学に行ったこともあります。けれども、臼杵とかはどこからも入って来られるような、そんな学校の敷地の中で、そんな塀を作ったりとかすることは到底できなかつたのですが、そうすれば先生方の勤務時間も朝7時半よりも早くは来ることはできないし、夕方も5時になったら警備員の人が先生方すべて帰ってくださって学校から追い出されて5時には帰って、勤務時間が8時から5時ぐらいまできちんとできたのですが、その結果どうなったかっていうと全て持ち帰りの仕事になったそうです。結局、ますます忙しくなって、子供達に教える内容も過密になり、これだけのことを年間で教えないといけない中で、もう教えるだけの授業になっていった様です。極端に言えば、子供が理解しようがしまいが、これだけのことを教えないといけないので、それだけの授業をやっていったと悪い方向にもなりました。今回も勤務時間のことだけを言ったりすると、先ほど村上委員がおっしゃったように、家でマル付けを先生方がさせるのはどうしてかというの、一つは、もうしなければなくてもよい事なのですね。先生方が自分の授業だけの事で学校生活を終わらせれば、子供達に日記を書かせて持って来らせるとかいうのはプラスアルファの事なのです。けれども、それをしたら子供の様子も家の様子も分かるし、先生方も目を通して、この子はこんな精神状態にあるのだなっていう事が分かるからやっています。けれども、勤務時間のことだけ考えたらそんなこともする必要もないし、授業さえ履修の内容さえ指導しておけば済む事で、なので私が言いたいのは、勤務時間のことだけをこうやって言ってしまうと心の通いのようなものが全然なくなってしまうような学校生活が、それこそロボットが教えてしまうような学校生活になってしまうのではないかと思います。心の通うやっぱり人間が人間を教える学校教育であるのであれば、勤務時間をきちんとするっていうことは大事なのですが、その辺のところがかちょっと難しいところがあるのかなって思います。どっちつかずなことを言って申し訳ないのですが、勤務時間のことにはきちんとしてもらいたいけども、それがために心のなくなったような学校生活が発生するようなことがないようにしたいと思います。非常に難しいことだと思うのですが、意見です。

(村上委員)

私の孫が大分市内の私立の中学校に通っているのですが、私立ですから民間です。5時になると一斉に先生方がざっと帰宅します。多分、5時に帰りなさいというふうに決まりがあるのだと思うのですが、それで先生方が持ち帰りの授業をしているかどうかとは分からないですけど、やはり、どうしても民間とかになると残業手当の都合とかもありますから、残業をなるべく減らすように、そして、高校生組は6時には帰りなさいというような多分決まりがあると思うのですが、一斉に先生方は帰られます。なので、公立の先生方は最初に説明のありました4%手当とかが付くと言いますが、5時を目安に頑張って仕事をしてくださいとかいうふうに指導すれば多少先生によって仕事が多い少ないとか、能力的にちょっとゆっくりの先生とか早い先生とかあるかと思うのですが、あくまでも目

標として少しでも残業時間を減らしましょうというふうなスローガンを掲げて、そっちを進めたらよいのではないかなというふうに思います。私も、あくまで意見です。

(教育次長)

今、民間の話がされましたけども、そこはやはり民間と公の違いは所管する法律が違うということなのです。公立の場合は給特法、公立学校の教職員の給与等に関する特別措置法で、残業手当は出さないけども4%の調整手当という中で、ある意味、残業が野放しにされてきたという部分があります。それで、この給特法におきましては、この45時間の指針を定めなさいという法律上の規定はできたのですが、この45時間を守らないから罰則を科すという部分の規定はまだありません。一方、労働基準法上、労働基準はいわゆる民間を中心に規定するのですが、労働基準法上ではもう先般の改正により、ましては45時間を超えたところの事業者に対しては罰則を科すと、そういったこともあって民間の学校と公立の学校で違います。公立の方はなぜそこまで罰則規定を設けないかというところ、これはいろいろ推測もあるのですが、一般的にはその罰則規定を設けると国・県において、その分の十分な先生の加配をしようとかですね、そっちの議論にもなってくるので、今のところそれを曖昧模糊にしているという中で、それは現場の公共団体にしわ寄せがいつているということは事実なのです。

(村上委員)

もし、残業無しの場合でも調整手当4%というのは付くのですか。

(教育次長)

そういうことですね。

(村上委員)

初めから残業するものというふうに見られていますね。

(教育次長)

その辺をある意味、先生の心意気とかですね、そういうところに任せている部分もあるので、それが際限のない勤務時間に繋がってる要因かと思います。

(神田教育長職務代理者)

私も意見ですが、45時間、80時間という基準はきちんとあったほうがいいと思います。基準があった上で、渡辺先生がおっしゃるように行政側ができる手当は最大限していかないといけないと思うのですが、もう一つ、やはり現場っていうのはこの資料が出されたら多分こう言うと思います。45時間とか皆が超えてしまうよと。絵に書いた餅だって

言うと思うのですが、なぜそう言うかっていうとどこの現場でも保守的なのですよ。変えたくないし、変える事はもう絶対嫌なのですよ。教育現場でも何の現場でもそうです。当然、基準を決めて手当を最大限しますが、現場側がこうやったら改善できそうだというアイデアを出していただいて、それに行政側がこうしていく、それは人を増やすだけではなくて、例えば、ICTを使うのだったら、去年の先生はこういうICTを使ったのであれば、今年はどう使ったらどうだろうとか、同じものを作らなくてもいい、簡単に言えばコピー&ペーストができる時代ですので、そういう部分で簡単に時間を減らしていく努力と、その改善案、出来ないではなくてこうやったらできるっていう意見を現場の方からも多く出していただいてそれにできるだけこうしていくことが、臼杵の新しい方式になるのかとは思いますが。臼杵市に行ったら6時には帰れる、それには、こういう方法を使い、そんなことを臼杵だったらして良いのっていうような新しいシステム開発は当然上からも現場からも両方から出ないと難しいと思います。そのためには、時間的基準とか、容量的基準っていうのはないといけないと思うので、やはり基準は持つべきだと思うのでこれはいいことだと思います。ただし、それに対する手当、あと現場からのポジティブな意見っていうのは大事だと思います。無理をどうやったら少しでも改善できるかの意見、それを吸い上げる管理職の先生方とかのシステムが大事なのではないかだと思います。意見でした。

(佐藤委員)

この長時間勤務を根本的に解消するためには、できるできないは別なのですが、現場経験者の方の意見を聞きたいと思います。例えば、先ほども話に出ましたが、教員の数を増やす又は先生1人につき生徒数を大幅に減らす、行事を減らすなどいろいろあると思うのですが、どういった解消案、そのできるできない別ですが、これがこうなれば長時間労働は減るっていうのが、何かあれば教えていただきたいと思います。

(学校教育課長)

余りにも多岐にわたっているので、例えば、思い切って行事を減らしましょうと呼びかけるのですが、現場の心ある先生からは、行事で子供が育つので超勤は増えるのだけど減らしたくないと現場の声があったりします。1人1人、残業時間が全部出ているのですが、やはり教材研究等に熱心な先生の残業時間が増えていて、こういった先生のおかげで教育現場は成り立っているなど改めてこの資料見て思います。先ほどから話が出ていますが、学校のパソコンに共通フォルダを作っていて、資料をどんどん蓄積できるようにしていたり、あとは来年から統合型校務支援システムといって県下統一のシステムが入ります。通知表とか成績管理を一括に処理できるシステムで、そういったICT等を活用しながらできるだけ効率化を図っていくしかないのかなと思います。あと、部活も外部指導者に任せるとか、本当、多岐にわたっていると思います。

(教育長)

教職員の数を絶対的に増やすと先生方が楽になるっていうのと、やはり少人数学級の実現、これは学者の皆さんも含めてそう思っています。今回、コロナの対応でスクールサポートスタッフは8人雇うことができたのですが、人を学校の中に入れていくっていうことが必要というふうに思っていますし、コミュニティースクールの考え方もひっくるめて、地域とともにあるのですから、個人情報のところは別にして地域の方も借り、学校によっては消毒とかも地域の方が協力してくれるところもあるように聞いています。そういうこともやりながら、部活動はやはり拠点型の部活動に少し移行するなど、中学校の校長先生に集まってもらって拠点型というのはもう外に部活を作って、子供たちを移動させて先生方ではない部活動指導員が面倒をみると。そういうことも提案をしたいのですが、ちょっと年度の途中ではなかなか難しいだろうというご意見もいただいておりますが、こども積極的に取り組みたいと思っています。今回、このシステムを入れるにあたり、いろいろな議論をした中で、例えば学校の鍵を管理職が管理をすると、今、どなたでも入れるような状況になっているのですが、そうすれば、ある程度時間管理ができるのではないかというようなことも意見が出ました。実は、18校で1校だけ、管理職が管理している学校がありました。そういう先行事例をやっているのでも聞いてみると、1年目はそれで行ったけれども、2年目からは代表の鍵をどこかに置くようになって、結局、そうすると土日に管理職が学校に行って鍵を開けてあげないと通帳の印刷が間に合わないとかいう実情ができています。なので、この時間管理もそうですが、これだけで何とかしようということではなく、総合的にやっていく、その総責任者は教育委員会ではあるのですが、先ほどありましたように、今日何時に帰りましょうということで黒板に書いていましたけど、そういう取り組みをやはり地道にやっていき、それから行政が人を増やす取り組みを、それから時間管理のシステムを入れていく、それから校務の効率化を図るため統合型校務支援システムが入りますけど、そうするとかなり先生方が楽になっていきます。でも、先ほど渡辺委員が言われた、心が通う学校は維持していきたいので、どちらかに傾くと、もうそれは超勤が増えたり減ったりということになるので、今までの白杵の良い学校の雰囲気は保ちつつ、どうやって行事を削っていくかってことも、これを機会に切り込んでいくのが一番いいのかなというふうに思っています。強引にこれをやれというふうにやってしまうと現場にそぐわないことができて、それがまたストレスになってしまうというふうに思っていますので、これを機会に本当に取り組んでいくということをやりたいと思っています。先生方のことを真剣に議論していただいたというふうに思っていますので、本当にありがたいというかこれを先生方に聞かせてあげたいなというふうに思っていますが、現場の先生方にも校長会等で伝えながら、教育委員さんも心配されているっていうことを伝えながら、また、学校訪問の折にもその視点からご意見をいただくと現場もありがたいだろうと思うし、やる気になるかと思っています。長時間のご議論ありがとうございました。それでは第55号議案についてはお認めいただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございました。

続きまして、報告第51号議案「臼杵市学校給食センター運営委員会委員の委嘱または任命について」学校給食課の説明を求めます。

(学校給食課)

それでは、議案の16ページをご覧ください。第51号議案、臼杵市学校給食センター運営委員会委員の委嘱または任命についてです。給食センター運営委員会の規定の第3条に基づき、令和2年9月1日付で下記の者に任命または委嘱するという議案です。小中学校代表の川野京二先生、給食主任会代表の佐藤紀里先生、神崎麻美先生、そして市議会代表の教育民生委員長の久藤朝則議員の4名です。この件につきましては、資料編の3ページをご覧ください。現在の委員さんの任期は、令和元年6月1日から令和3年5月31日までになっております。議案の理由ですが、各所属団体で変更があったために今の4名の方を任命又は委嘱するというものです。今回、コロナの影響でいろんな団体の総会が開かれるのが遅く、それと、6月の市議会において、議長、副議長そして常任委員会の構成の委員さんが変わりました、それを待っていました。それと、3ページの6番7番のPTA連合会のところをずっと待っていて、今回のタイミングになったのですけれども、PTA連合会の方がまだ決まっていないということで、今回、PTAは今のところ空欄の状態で、まずは4名の方を9月1日から任命と委嘱したいということで、議案を上げさせていただいています。PTA連合会の役員さんが決まりましたら、またお諮りしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

(教育長)

それでは、第51号議案についてご質問等ございますか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、お認めいただけますでしょうか。

(委員 承認)

4. 学力向上について

(教育長)

これより、「4. 学力向上」に移りたいと思います。

今回、各課からの報告事項はありませんが、学力向上に関する事で委員の皆様方、何かご意見ございますか。

(委員 意見なし)

5. 教育予算について

(教育長)

今回、教育予算については事務局からの報告事項がありませんので、委員の皆様方、教育に係る予算について何かご意見等ございますか。

(渡辺委員)

先ほどの話題にも繋がるのですが、特に消毒作業に関わる作業員さんというか、教員以外の外部の方をお願いできるような予算が組めればいなと思っていましたのでここで言わせていただきます。

(学校教育課長)

消毒作業等を行っていただく方は、今回のコロナ禍の中での予算措置がありまして、標準6学級以上の学校にはつけることができました。その該当の学校に対してハローワークに募集を出して、今人員配置を進めています。なかなか人が集まらず、今のところ4人が配置されつつあります。1日あたり6時間勤務していただき、3月までの雇用となっております。

(教育長)

なかなか国のOKが出ず、今回、6学級以上、市内でいうと18校中8校については予算措置ができました。スクールサポートスタッフについては、従前2人就いていますが、これに8名つくと10名、18校中10校にはそういうスタッフが就くということになります。6学級というラインが出ましたので、5学級のところは苦しいのですが、少し人が増えたということです。ご心配をおかけしました。ありがとうございます。それでは、教育予算については、終わって良いでしょうか。

(委員 意見なし)

6. その他

(教育長)

これより「6. その他」に移ります。

1つ目ではありますが、「臼杵市公立学校のあり方庁内検討懇話会の設置について」教育総務課より説明を求めます。

〈非公開〉

(教育長)

続きまして、2つ目「図書館の休館日の設定について」社会教育課からの説明を求めます。

(社会教育課長)

図書館の休館日の設定について報告いたします。臼杵市立臼杵図書館、子ども図書館、野津分館の休館日の設定についてです。システムの更新作業のため、10月28日から31日までを臨時休館日として設定するものです。以上、報告いたします。

(教育長)

特別休館日の設定についてであります。よろしいでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

では、この件については終わりたいと思います。

次に、次第にはありませんが、学校訪問について、学校教育課に説明を求めます。

(学校教育課長)

令和2年度臼杵市教育委員会第2回学校訪問日程案ということで別添で資料をお配りしています。市教委学校訪問については第1回目がコロナの関係で出来なかったのですが、第2回目は予定通り実施しようと考えています。その日程は、まだ案であって各学校にはまだ渡していません。今度の9月の校長会でお渡しして、下の方に書いていますが都合がつかなければ他の学校と入れ替わったりするという状況があります。ただ、第1回目の1

0月30日から11月17日までの日にちについては、もう動くことはほぼないと思うので予定をしておいていただければ助かります。正式に決まりましたら再度お知らせします。

(教育長)

事前の資料提供ということで、勤務等の都合もあると思いますので、調整をしていただき、どうしてもという場合は欠席をしていただいても構いません。第1回が実施できてませんので、なるべくご参加いただき、学校の様子も見ていただければありがたいと思います。この件については終わりたいと思います。以上でその後は終わりますが、これまでのことや全体の事でも構いませんが、ご意見等ございましたらお願いします。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、これをもちまして8月の定例教育委員会を閉会いたします。

会議録署名委員

会議録署名委員

会議録作成者
